

1次収集運搬用

収入印紙

左下の一覧表を参考に印紙を貼り、割印をして下さい。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

建設廃棄物処理委託契約書

契約年月日をご記入下さい。

※印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙及び丁を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、契約当事者のみ押印する。

契約区分 1次収集運搬用 ・ 2次収集運搬

住所・会社名・代表者名をご記入下さい。

◎それぞれ実線で結ぶ。

	収集	2次収集運搬
事業者 (甲)	<p>住所名称 兵庫県姫路市××-△△</p> <p>代表者 ○〇建設株式会社 代表取締役 姫路 太郎 (以下甲という)</p>	<p>住所名称 兵庫県姫路市飾磨区中島字宝来3067-17</p> <p>代表者 株式会社 姫路環境開発 代表取締役 山本 益臣 (以下乙という)</p>
1次収集運搬会社 (乙)	<p>住所名称 兵庫県姫路市飾磨区中島字宝来3067-17</p> <p>代表者 株式会社 姫路環境開発 代表取締役 山本 益臣 (以下乙という)</p> <p>許可番号 (発生場所) 第7011001868号 (積替場所) 第7011001868号</p> <p>(都道府県・政令市 姫路市) (都道府県・政令市 姫路市)</p> <p>許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他(石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、その他()))</p> <p>(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等・その他()</p> <p>許可車両 (52) 台</p>	<p>住所名称 鳥取県東伯郡北栄町上種字オバガ谷 85 番 8</p> <p>代表者 株式会社 河金組 代表取締役 勇 年幸 (以下丙という)</p> <p>許可番号 (積替場所) 第7003045788号 (処分場所) 第3103045788号</p> <p>(都道府県・政令市 姫路市) (都道府県・政令市 鳥取県)</p> <p>許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他(石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、その他()))</p> <p>(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等・その他()</p> <p>許可車両 (1) 台</p>
2次収集運搬会社 (丙)	<p>住所名称 鳥取県東伯郡北栄町上種字オバガ谷 85 番 8</p> <p>代表者 株式会社 河金組 代表取締役 勇 年幸 (以下丙という)</p> <p>許可番号 (積替場所) 第7003045788号 (処分場所) 第3103045788号</p> <p>(都道府県・政令市 姫路市) (都道府県・政令市 鳥取県)</p> <p>許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他(石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、その他()))</p> <p>(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等・その他()</p> <p>許可車両 (1) 台</p>	<p>住所名称 鳥取県東伯郡北栄町上種字オバガ谷 85 番 8</p> <p>代表者 株式会社 河金組 代表取締役 勇 年幸 (以下丁という)</p> <p>許可番号 第3133045788号 (都道府県・政令市 鳥取県)</p> <p>許可区分 中間処理 ・ 最終処分</p> <p>許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他(石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、その他()))</p> <p>(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等・その他()</p>
処分会社 (丁)	<p>住所名称 鳥取県東伯郡北栄町上種字オバガ谷 85 番 8</p> <p>代表者 株式会社 河金組 代表取締役 勇 年幸 (以下丁という)</p> <p>許可番号 第3133045788号 (都道府県・政令市 鳥取県)</p> <p>許可区分 中間処理 ・ 最終処分</p> <p>許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他(石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、その他()))</p> <p>(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等・その他()</p>	

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

1号文書 (収集運搬用)				2号文書 (処分用)			
金額	印紙税	金額	印紙税	金額	印紙税	金額	印紙税
1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円	1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円
10万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円	100万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円
50万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円	200万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円
100万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円	300万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円
500万円 以下	2,000円			500万円 以下	2,000円		(平成12年7月現在)

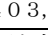
甲と乙、甲と丙、若しくは甲と丁は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。）の収集運搬又は処分（以下併せて「処理」という。）を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託内容）
第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙及び丙に、その処分を丁にそれぞれ委託する。
2. 乙及び丙は、建設廃棄物処理委託契約約款（以下「約款」という。）の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丁の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
3. 丁は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
4. 甲、乙、丙及び丁は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

（処理料金）
第2条 乙、丙及び丁は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金を請求することができる。
2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払する。
1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト（紙並びに電子を含む、以下同じ）により収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲、乙、丙及び丁の協議によりこれを変更することができる。

〔委託業務の内容〕
1. 工事名 ○○邸解体撤去工事
2. 排出場所 姫路市飾磨区中島○○○○××

3. 委託期間 平成□□年△△月☆☆日 から 平成■■年▲▲月★★日 まで
4. 積替・保管施設経由の有無 (有・無)
a) 施設の内容

会社名	株式会社 姫路環境開発	施設所在地	姫路市飾磨区中島字宝来3067-17
許可品目	(産業廃棄物)がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他() (石綿含有産業廃棄物)がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類その他())		
保管上限	403,6 m ³ 、  (どちらかを○で囲む)		

b) 積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類 石綿含有産業廃棄物
c) 乙の運搬区間（該当するものを○で囲む）
（排出場所 積替・保管施設）から（積替・保管施設 処分施設）まで
d) 丙の運搬区間（該当するものを○で囲む）
（排出場所 積替・保管施設）から（積替・保管施設 処分施設）まで
e) 石綿含有産業廃棄物は、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合して委託する場合は行わない
f) 石綿産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合は行わない

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社（丁）の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量	処分会社の許可内容			
	収集運搬 (a)	処分 (b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地	
石綿含有産業廃棄物	がれき類	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	10 t,m ³	溶解・埋立・無害化 ()	117,518 m ³	㈱河金組 鳥取県東伯郡北栄町上種字オハガ谷85-1他3筆
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	溶解・埋立・無害化 ()	117,518 m ³	㈱河金組 鳥取県東伯郡北栄町上種字オハガ谷85-1他3筆
	廃プラスチック類	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	溶解・埋立・無害化 ()	117,518 m ³	㈱河金組 鳥取県東伯郡北栄町上種字オハガ谷85-1他3筆
	その他 ()	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	溶解・埋立・無害化 ()	117,518 m ³	㈱河金組 鳥取県東伯郡北栄町上種字オハガ谷85-1他3筆
合計予定数量	(t,m ³)		必要な情報（性状及び荷姿等）				
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 円	処分 (b)×(c) 円	石綿含有産業廃棄物				
事前協議の要否	要・ 						

Ⅲ. 最終処分（委託）先 安：安定型埋立処分場、 管：管理型埋立処分場、 遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先 No. (許可番号等)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
石綿含有産業廃棄物	第3133045788号	㈱河金組	鳥取県東伯郡北栄町上種字オハガ谷85-1他3筆	 ・管・遮	117,518 m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	

注釈：処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。
* :性状等の変更があった場合は文書等により通知する。

建設廃棄物処理委託契約約款

（許可証の提出等）
第1条 乙、丙及び丁は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。
なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
(1) 収集運搬（乙）及び処分（丁）業務に関する許可証等（指定証その他）の写し
(2) 許可車両番号
(3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

（情報の提供）
第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙、丙及び丁に通知しなければならない。
2. 丁は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を、「丁での中間処理後の最終処分（再生を含む）場所（予定）」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。

（再委託の禁止）
第3条 乙、丙及び丁は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、再委託承諾書の写しを5年間保存する。

（委託業務の管理）
第4条 甲、乙、丙及び丁は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
2. 甲、乙、丙及び丁は、それぞれのマニフェストを5年間保存する。（電子マニフェストは情報処理センターが保存する）
3. 丁は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、伝票等の月次集計表などによって、業務終了報告書に替えることができる。

（内容の変更）
第5条 甲、乙、丙及び丁は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上変更することができる。
2. 丁は、最終処分先の場所に変更が生じた場合は、すみやかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。
3. 甲、乙、丙及び丁は、契約単価または委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙、甲と丁で協議の上、変更契約を締結する。

（業務の調査）
第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙、丙及び丁に対して必要な指示ができるものとし、乙、丙及び丁はこれに従うものとする。
2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙及び丙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙及び丙はこれに従わなければならない。
3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丁の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丁の施設に立入り調査できるものとし、丁はこれに従わなければならない。

（権利義務の譲渡等）
第7条 乙、丙及び丁は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（損害の賠償）
第8条 乙、丙及び丁が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙、丙及び丁はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

（機密保持）
第9条 甲、乙、丙及び丁は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

（契約の解除）
第10条 甲、乙、丙及び丁は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
2. 前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
3. 第1項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
4. 第1項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丁が終了していないときは、甲及び丁は、当該廃棄物を甲、丁の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

（協議）
第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙、丙及び丁が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。
本契約の成立を証するために、甲、乙、丙及び丁は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙及び丁は各々写しを保管する。（なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する）

<収集運搬会社一覧表（複数の収集運搬会社が同一の処分会社へ搬入する処分契約の場合に記入）>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		発生場所	処分場所	品目（種類）	車両台数

協議事項

2次収集運搬・処分用

収入
印紙

左下の一覧表を参考に印紙を貼り、割印をして下さい。

年 月 日

建設廃棄物処理委託契約書

※印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙及び丁を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、契約当事者のみ押印する。

契約区分 (1次収集運搬用・2次収集運搬用及び処分用) ◎それぞれ実線で結ぶ。

					収集	2次収集運搬	
契約区分に合わせて押印して下さい。							
事業者 (甲)	住所	兵庫県姫路市××△△					
	名称	〇〇建設株式会社					
	代表者	代表取締役 姫路 太郎 (以下甲という)				印	印
1次収集運搬会社 (乙)	住所	兵庫県姫路市飾磨区中島字宝来3067-17					
	名称	株式会社 姫路環境開発					
	代表者	代表取締役 山本 益臣 (以下乙という)				印	
	許可番号	(発生場所) 第7011001868号	(積替場所) 第7011001868号				
	許可品目	(産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他(石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、その他()))					
	許可車両	(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等・その他()					
		(52) 台					
2次収集運搬会社 (丙)	住所	鳥取県東伯郡北栄町上種字オバガ谷 85 番 8					
	名称	株式会社 河金組					
	代表者	代表取締役 勇 年幸 (以下丙という)				印	
	許可番号	(積替場所) 第7003045788号	(処分場所) 第3103045788号				
	許可品目	(産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他(石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、その他()))					
	許可車両	(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等・その他()					
		(1) 台					
処分会社 (丁)	住所	鳥取県東伯郡北栄町上種字オバガ谷 85 番 8					
	名称	株式会社 河金組					
	代表者	代表取締役 勇 年幸 (以下丁という)				印	
	許可番号	第3133045788号 (都道府県・政令市 鳥取県)					
	許可区分	中間処理 ・ 最終処分					
	許可品目	産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他(石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、その他()))					
		(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等・その他()					

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

1号文書 (収集運搬用)				2号文書 (処分用)			
金額	税率	金額	税率	金額	税率	金額	税率
1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円	1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円
10万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円	100万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円
50万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円	200万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円
100万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円	300万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円
500万円 以下	2,000円			500万円 以下	2,000円		(平成12年7月現在)

※裏面は1次と同様